

総務省の「今」を伝える情報誌

総務省



Ministry of
Internal Affairs and
Communications



特集

マイナンバー
カードと
公的個人
認証サービス

2017

January

Vol.193

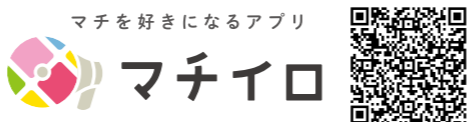
地方のかがやき

日本の食卓を彩る、歴史あるやきものの町

長崎県波佐見町

1

月号



20 18 16 15 14 12 10 08 04

地方のかがやき
長崎県波佐見町



郵便貯金の払い戻しには期限があります。
MIC NEWS 07

ベトナムのより良い行政を目指して
MIC NEWS 06

行政通則法、e-LAWSをインドネシアへ。
MIC NEWS 05

国の個人情報保護のしくみ
MIC NEWS 04

ふるさとワーキングホリデー、はじまります！
MIC NEWS 03

消防団員として活動してみませんか？
MIC NEWS 02

1月26日は文化財防火デー
MIC NEWS 01

特集
マイナンバーカードと
公的個人認証サービス



くらしの中に総務省

マイナンバーカード コンビニ 交付サービス

便利な
マイナンバーカード。
みんな取得してね！



マイキーくん

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや戸籍の証明書、印鑑登録証明書等をお近くのコンビニエンスストアなどで取得できる「コンビニ交付サービス」をご存知ですか？

このサービスにより、夜間や休日でも各証明書を取得することが可能です。支払いや受領はコンビニエンスストアの端末で行うため、書類が他の人の目に触れることはありません。

● マイナンバーカード「コンビニ交付サービス」
http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/04.html

また、発行後は端末の音声やアラームで取り忘れを防止する、専用の通信ネットワークの利用で個人情報漏洩を防止するなど、安心してご利用いただけるシステムです。

コンビニ交付サービスは、現在のところ約300市区町村が導入し、全国約50,000店舗でご利用いただけます。

今月号の特集(P4~7)では、マイナンバーカードについて詳しくご紹介していますので、ぜひご一読ください。

和菓子歳時記

甘味を通してニッポンの四季を知る



睦月

四季折々に変化する私たちの国、ニッポン。はるか昔から日本人は、移ろいゆく季節を愛でる様々な行事を催し、その都度、趣向をこらした美しい和菓子を添えて楽しんできました。和菓子の向こうに広がる、古き良き日本の文化をご紹介します。

花びら餅



花びら餅で新年を寿ぐ

新年を祝う菓子として最もよく使われるのが、「花びら餅」でしょう。円くのした餅に紅い菱餅を重ねて、みそ餡と甘煮にした牛蒡をはさみ、半円状に折ってあります。ほんのり頬をそめたような淡い色合いがなんとも美しい、優雅な和菓子です。

花びら餅の歴史は古く、さかのぼること平安時代。宮中では「齒固め」という、長寿を願う正月儀式が行われていました。花びら餅はその中で使われた「菱葩」という行事食に由来します。

菱葩とは、餅に赤い菱餅を重ね、その上に、猪肉や大根、瓜、押し鮎などをのせた食べものですが、長い年月の間に簡略化され、現在の花びら餅の姿になったと言われています。

菓子のルーツは 果物だった!?

菓子の歴史はとても古く、文献をひもとくと「奈良時代の官設市場に菓子売りの店があった」と記されています。しかし、その店に売られていた物は、果物。その時代は、「菓子」と言えば果物のことを指していたのだとか。

懐石料理などのおしながきにある「水菓子」が果物のことを指すのは当時の名残なのだそうです。

※このいわれについては諸説あります。



マイナンバーカードの交付申請方法



郵送・パソコン・スマートフォン・まちなかの証明用写真機から申請できます。

郵送による申請

- 1 個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
- 2 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

パソコンによる申請

- 1 デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。
- 2 交付申請用のWEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

スマートフォンによる申請

- 1 スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。
- 2 交付申請書のQRコードを読み込み、交付申請用のWEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付し送信します。

※通知カードを受け取られた日以降に引越しをされた方が申請される場合には、引越し先の市区町村の窓口でお受け取りになった交付申請書をご使用ください。

まちなかの証明用写真機からの申請

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。
- 2 画面の案内にしたがって必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。

※対応しているまちなかの証明用写真機：
株式会社DNPフォトイメージングジャパン
日本オート・フォート株式会社
富士フイルム株式会社



マイナンバーカードの受け取りの手順



- 1 マイナンバーカードの交付申請を行うと、交付通知書(はがき)がご自宅に届きます。
- 2 交付通知書(はがき)に記載された期限までに、必要な持ち物をお持ちになり、記載された交付場所に、ご本人がお越しください。
※15歳未満の方または成年後見人には、その法定代理人が同行してください。
- 3 交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくと、カードが受け取れます。
※暗証番号はお越しになる前にあらかじめ考えておいてください。

交付通知書が届いたら、お早めに受け取りをお願いします！

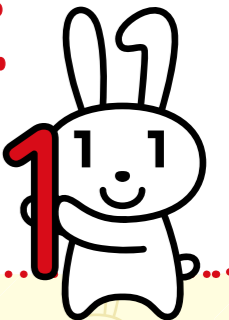
- マイナンバーを証明する等大切なカードですので、その受け取りは、必要書類をはじめ厳格な手続きとなります。ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。
- 不明な点がありましたら、マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** 平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 (12/29~1/3を除く) またはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

特集

マイナンバーカード



公的個人認証サービス

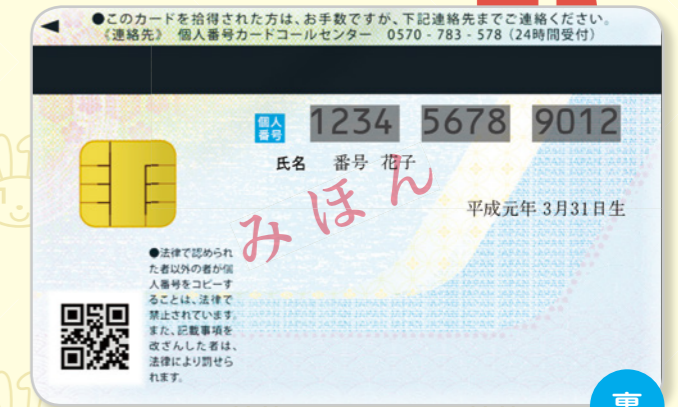


マイナンバーカードはマイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付のカードです。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。



あなたの「マイナンバーカード」が申請できます。



● 表面には、写真の表示とともに、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、身分証明書として利用できます。

● 裏面にはマイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができます。

※初回の交付手数料は無料ですが、紛失その他に伴う再交付手数料は有料です。



とっても便利! 「コンビニ交付サービス」

取得できる証明書

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、戸籍の証明書、印鑑登録証明書等をコンビニエンスストアで取得できるサービスです。

- 住民票の写し
- 各種税証明書*
- 印鑑登録証明書
- 戸籍証明書*
- 住民票記載事項証明書*
- 戸籍の附票の写し*

※コンビニ交付導入市区町村の中でも対応していない市区町村もあります。

いつでも

早朝から深夜
(6:30~23:00)まで、
土日祝日も対応
(12/29~1/3を除く)

どこでも

全国*の約50,000店舗で
取得できる。

※現在、約300市区町村がサービスを導入しており、導入市区町村の人口は、約6,000万人です。

※1 一部店舗のみご利用いただけます。
※2 千葉県内2店舗、埼玉県内1店舗で営業時間内にご利用いただけます。

各種お問い合わせはこちらまで



マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、
その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

0120-95-0178

無料

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30
(12/29~1/3を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合(有料)

- マイナンバー制度に関すること **050-3816-9405**
- 「通知カード」「マイナンバーカード(個人番号カード)」または、「紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止について」 **050-3818-1250**

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- マイナンバー制度に関すること **0120-0178-26**
- 「通知カード」「マイナンバーカード(個人番号カード)」または、「紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止について」 **0120-0178-27**



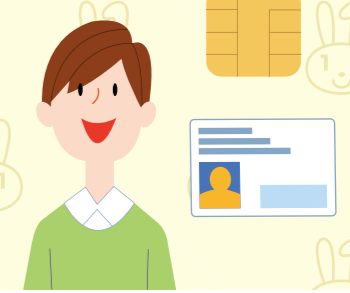
「セキュリティ」もしっかり「マイナンバーカード」

24時間365日のコールセンターを設置

仮に紛失した場合、マイナンバー総合フリーダイヤルに電話で連絡すると、カードの一時停止措置が取られ、カードの第三者によるなりすまし利用を防止します。

券面

- 顔写真付*のため悪用は困難
※顔写真貼替防止対策も施しています。
- 各種対策により偽造を防止



ICチップ

- 必要最小限の情報のみ記録
「税関係情報」や「年金関係情報」など、プライバシー性の高い情報は記録されません。
- 記録情報の盗取を防止
不正に情報を盗取しようとする各種手法に対し、自動的に記録情報を消去する機能など、対抗措置を施しています。
- 利用には暗証番号が必要
- セキュリティの国際標準の認証を取得



公的個人認証サービスを利用してe-Taxで確定申告!

電子証明書は様々なオンライン手続きに利用できます。中でも代表的な「e-Tax(イータックス)」では、所得税の確定申告等ができます。行政機関のオンライン手続きを利用する際は、パソコンや周辺機器の準備、ソフトウェアのインストール等が必要です。e-Taxでの所得税の確定申告を例にとり、初めてオンライン手続きを利用する際の手順を簡単にご紹介します。



e-Taxとは?

所得税の確定申告等、国税に関する各種の申告・申請及び納税手続きについて、インターネットを利用して電子的に手続きが行えるシステムです。



e-Taxの利用におけるパソコン操作に関するお問い合わせ先

- e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)
月曜日~金曜日: 9時~17時(祝日等および12/29~1/3を除く)
※確定申告期間中は、原則として月曜日~金曜日の9時~20時となります。
※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。
- マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコンの設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。
※マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタは、公的個人認証サービスポータルサイトのホームページでご確認ください。
https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

文化財防火デー



1月26日は

文化財防火デー



文化財は国民共通の財産であり、文化財を火災や震災等の災害から保護し後世に残すことは、現代の私たちに課せられた重要な責務です。



過去の火災一覧 近年の重要文化財建造物における火災

- 平成20年5月……………大阪府吹田市 吉志部神社本殿(重要文化財)
- 平成21年3月……………奈良県天理市 石上神宮摂社出雲建雄神社拝殿(国宝)
神奈川県横浜市 旧住友家俣野別邸(重要文化財)
- 平成24年12月……………岡山県岡山市 金山寺本堂(重要文化財)



[平成28年1月26日]護国寺(東京都文京区)における消防訓練の様子(消防庁長官・文化庁次長による視察を実施)
【写真提供:東京消防庁】



第63回文化財防火デー

主な消防訓練場所(予定)

場所 唐招提寺(奈良県奈良市)
日時 平成29年1月26日(木) 13時30分～
その他の地域における訓練等の予定につきましては、
最寄りの消防署へお問い合わせください。

文化財防火デーにともなう主な消防訓練等実施文化財(過去5年間)

開催年	回数	文化財
平成24年	第58回	二条城(京都府京都市)
平成25年	第59回	善導寺(福岡県久留米市)
平成26年	第60回	出雲大社(島根県出雲市)
平成27年	第61回	丸岡城(福井県坂井市)
平成28年	第62回	根来寺(和歌山県岩出市)

○文化庁ホームページ(第62回文化財防火デーにおける、各地の主な消防訓練の様子など)
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/boka_day.html



「文化財防火デー」とは

昭和24年1月26日に、法隆寺金堂(奈良県生駒郡)から出火した火災によって、1300年の歴史を持ち、世界的な至宝と言われた金堂の壁十二面に描かれた仏画の大半が焼損しました。
さらにその後も文化財の焼失等が相次ぎ、このような被害から文化財

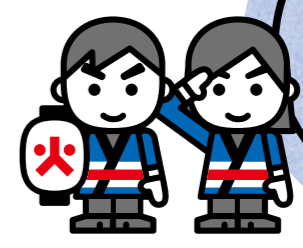
を守るとともに、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、昭和30年から、消防庁と文化庁の共唱により、法隆寺金堂が焼損した日である1月26日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心に、文化財建造物等における防火運動を全国で展開しています。
我が国の文化財建造物はその多くが木造であり、美術工芸品についても木や紙または布等の燃えやすい材質により造られているものが多く、

火災による焼損の危険にさらされています。
このような文化財を災害から守るには、文化財関係者や関係機関だけではなく、文化財周辺の地域住民との連携・協力が必要となります。
「文化財防火デー」では、文化財関係者、消防関係者および地域住民が協力して、全国各地で消防訓練が実施されます。この機会に、文化財愛護の意識や、防火・防災意識の高揚に努めましょう。



[平成28年1月26日]根来寺(和歌山県岩出市)における消防訓練の様子(消防庁次長・文化庁長官による視察を実施)【写真提供:文化庁】

消防団加入促進キャンペーン



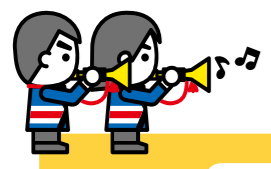
消防団員として活動してみませんか？

消防団員は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき活動している、非常勤特別職の地方公務員です。災害現場にいち早く駆けつけ、消火はもとより、住民の避難誘導、安否確認、救助活動などを行う一方、平時においても、火災予防や応急手当の普及啓発など様々な活動を行っています。このような消防団員の献身的な活動は地域にとって必要不可欠な存在であり、住民から高く評価されています。皆さんも、地域の安全・安心を守るため、消防団員として活動してみませんか。

「消防団加入促進キャンペーン」の実施

● 消防団加入促進キャンペーンとは？

消防庁では、平成25年12月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、地域防災力の向上を図るため、毎年1月から3月までの間を「消防団加入促進キャンペーン」期間と位置付け、地方公共団体等と連携し、ポスター、リーフレット、雑誌広告等を活用した消防団員募集に係る広報の全国的な展開を図っています。

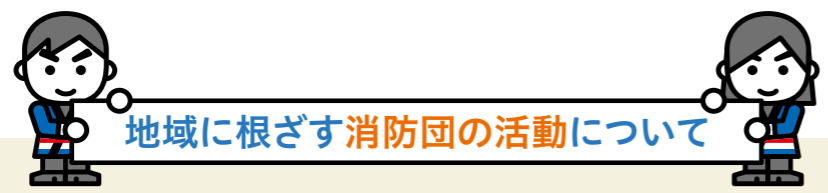


消防団加入促進 キャンペーン期間

平成29年 1月1日～3月31日



(平成28年度消防団員募集ポスター)



● 災害時の活動 ●



地震や風水害などといった自然災害が発生した際は、地形や道路網、世帯状況などを熟知した消防団員が、的確かつ迅速に救助・救出を行います。



火災が発生した際は、自宅や職場から現場へ駆けつけて、消火活動を行います。消防隊員よりも先に現場へ到着することもあるため、初期消火や消防隊員の後方支援などをその場に応じて展開します。



台風や集中豪雨などにより、河川の氾濫や堤防の決壊が起こらないよう、土のう積みなどの防災活動を迅速に行い、地域の被害軽減に努めます。



地域を災害から守るためには、住民の防災意識の向上が不可欠です。このため、火災予防や防災啓発などを積極的に行っています。

住民がいざというとき、急病やケガに対応できるよう、AEDの使い方をはじめとした応急手当の普及・啓発を実施しています。



各家庭に訪問し、防火啓発を行っています。

● 平常時の活動 ●

消防団の現状

● 減少が続く消防団員、被雇用者団員の割合が増加

地域防災の要となる消防団員は、産業構造・就業構造の変化、少子高齢化の進展などにより年々減少を続けており、地域における防災力の低下が懸念されています。

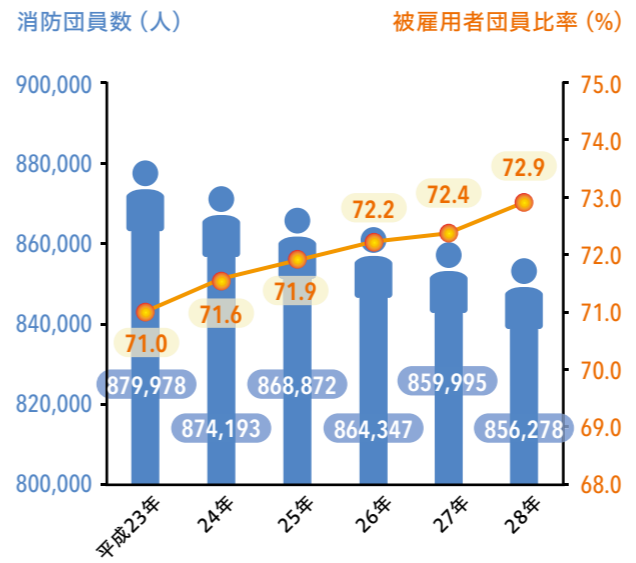
また、被雇用者である消防団員（いわゆるサラリーマン団員）の割合は増加しており、地域において消防団活動が円滑に行われるためには、消防団活動に対する事業所の理解や協力がとても重要です。

● 女性・学生の消防団員は増加傾向

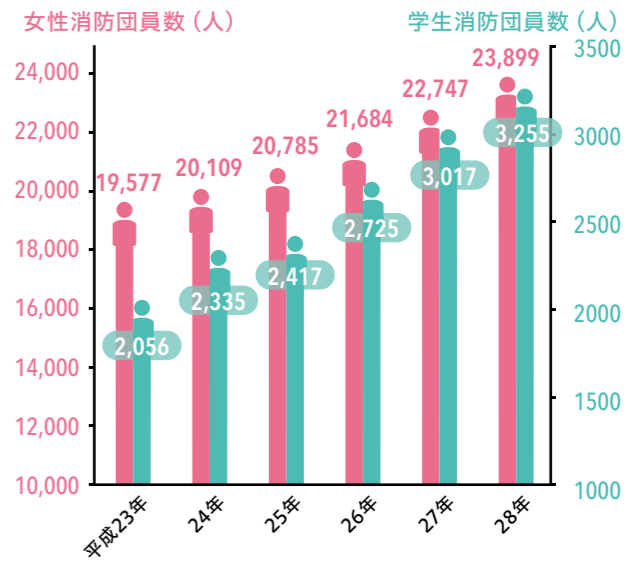
他方、女性の消防団員は年々増加しており、平成28年4月1日現在、23,899人が各地で活躍しています。また、学業と並行して消防団員として活躍する学生も増えており、平成28年4月1日現在、3,255人が活躍しています。

このように、消防団員が減少を続ける中、地域防災の新たな担い手である女性や学生（若者）の消防団員が増えています。

◆ 消防団員数と被雇用者比率



◆ 女性消防団員数と学生消防団員数



ふるさとワーキングホリデー



旅とはちがう、ふるさとへ。

～ふるさとワーキングホリデー、はじまります！～

田舎暮らし、体験してみませんか。

都市に暮らす若い人たちが、一定期間、地域に滞在し、働きながら、地域の人たちとの交流の場や学びの場などを通して、通常の旅行では味わえない、地方をまるごと体感する

「ふるさとワーキングホリデー」が、以下の8道県でスタートします。

働きながら、地域の人たちと出会い、田舎暮らしを学ぶ。

「ふるさとワーホリ」してみませんか？ 興味のある方は、ぜひ担当課までご連絡ください！

本当の北海道の冬を感じよう、ワーホリ北海道！

雄大な自然、食の宝庫だけではない！！まだ知られていない冬の北海道の本当の魅力を体感しながら、外国人観光客のおもてなし、まちづくりに携わってみませんか？



上士幌ウィンターバルーンミーティング

北海道地域政策課

Tel:011-204-5089 Mail:sogo.chisei2@pref.hokkaido.lg.jp

ふくしまでワーホリにチャレンジ！

「うみ」、「やま」、「まち」の多様な地域で、観光、農業、酒造、先端産業など幅広いジャンルの仕事や交流イベントを用意しています。来て、見て、暮らして分かる「ふくしまの今」。あなたも、福島を体感しませんか？



復興・被災地バスツアー

福島県地域振興課

Tel:024-521-7114 Mail:tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

歴史・文化に触れ、五感で体感する 奈良のワーキングホリデー

「日本」の始まり、歴史・文化の「まほろば」奈良で働きながら、神社仏閣や秘伝秘宝に触れ、趣と歴史の重さを感じさせる奈良の素晴らしさを体験してみませんか？



まってんで～！

奈良県雇用政策課

Tel:0742-27-8812

Mail:koyo@office.pref.nara.lg.jp

GO☆HYOGO!

～夢叶う場所ひょうごへ～

兵庫県は、大都市から農山村、離島まで様々な地域で構成されており、「日本の縮図」と言われています。今回は冬の兵庫県を感じてもらうため、淡路島で農業、城崎温泉で観光業など都会では味わうことのできない体験をしてみませんか？

兵庫県地域振興課

Tel:078-362-4313

Mail:seisaku_chiiki_02@pref.hyogo.lg.jp



城崎温泉

体感心感 ぶちええ “やまぐち暮らし”

明治維新胎動の地「山口県」で、自然、歴史にあふれる“やまぐち暮らし”を「お試し」してみませんか。来たれ現代の志士たち！



歴史街道ウォーク

山口県中山間

地域づくり推進課

Tel:083-933-2549

Mail:yg-furusato@pref.yamaguchi.lg.jp

“まるごと体感”佐賀 さ(あ)いこう！！

佐賀の宝は、何と言っても「人」！グルメイベントや地域の伝統芸能の再興等に取り組む様々な佐賀人との交流を通して、ここにしかない魅力、最高(さ(あ)いこう)の佐賀を体感してください！



佐賀に来んしゃい！by担当者一同

佐賀県さが創生推進課移住支援室

Tel:0952-25-7393 Mail:sagaiju@pref.saga.lg.jp

くまもとが、あなたの『チカラ』をまってる。

湧き出す地下水や豊富な温泉、雄大な阿蘇の景観や天草の島々。熊本は魅力満載！温泉地や観光地、そして農家のみんなが、まっとるけん♪



黒川温泉観光旅館協同組合の皆さん

熊本県地域振興課

Tel:096-333-2135

Mail:chiikishinkou@pref.kumamoto.lg.jp

えひめ・みきゃんワーホリ

日本一のかんきつ産地、愛媛県の南予地域のみかんワーホリ！地域みんなが家族のように「お・も・て・な・し」しますよ♪



みかん狩り体験

愛媛県農産園芸課

Tel:089-912-2565

Mail:nousan@pref.ehime.lg.jp





行政通則法、e-LAWSを インドネシアへ。

平成28年10月26日、行政管理局はインドネシア法務人権省に対し、法改正等に役立てていただくため、行政運営の共通ルールである行政通則法や、法制執務業務支援システム(e-LAWS)についての研修を実施しました。本研修を通じて、両国の交流や司法・行政制度についての理解が深まりました。



行政通則法

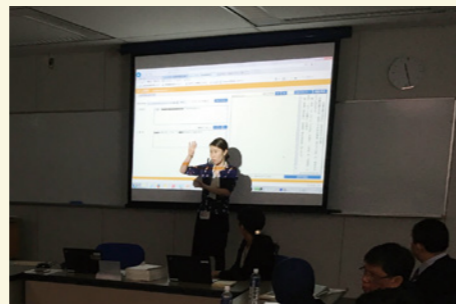


公正・透明な行政手続制度は、企業が円滑に活動するための土台です。企業活動の円滑化といった観点から、行政手続法、行政不服審査法について担当者から説明を行いました。申請の標準処理期間に関する質問がなされるなど、活発な意見交換が行われました。



e-LAWS

平成28年10月から本格運用を開始したe-LAWSは、総務省行政管理局が開発した法案等作成業務を支援するシステムです。e-LAWSの導入により我が国初の政府認証の法令データベースが整備されるとともに、法案等作成業務の省力化や平準化が期待されます。大規模な法改正を予定しているインドネシアにおいても、e-LAWSのデータ整備のようなシステムは有効であり、将来的に導入したいという意見が出ました。



インドネシアの司法・行政制度

インドネシアの行政制度について、総務省から質問を行いました。各省同士では合意が図れない場合に一段高いレベルから調整を行う調整省の役割や、法令の改正方法、法令立案時の関係省との協議方法等について理解を深める場となりました。



国の個人情報保護のしくみ

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は、個人情報の不適正な取り扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、国の行政機関・独立行政法人等が個人情報の取り扱いに当たって守るべきルールを定めています。



国の行政機関・独立行政法人等が守るべき個人情報の取り扱いのルール

保有の制限

個人情報の保有に当たっては、利用目的を明確し、また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはなりません。

利用・提供の制限

原則として、利用目的以外の目的のために、保有している個人情報を利用・提供してはなりません。

安全確保の措置

保有している個人情報の漏えいなどの防止のために必要な措置を講じる必要があります。(例：監査および点検の実施等)

個人情報の取り扱いに関する本人の関与

開示・訂正・利用停止請求

誰でも、国の行政機関・独立行政法人等に対して、その機関が保有している自分の個人情報について開示・訂正・利用停止の請求をすることができます。また、国の行政機関・独立行政法人等が行った不開示等の決定に対して、不服申立て(審査請求)を行うことができ、情報公開・個人情報保護審査会は、第三者的な立場から不服申立てについて調査審議します。

行政機関個人情報保護法等 改正法について

平成28年5月に成立した行政機関個人情報保護法等改正法において、国の行政機関・独立行政法人等における匿名加工情報制度の導入、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱いを規定する改正が行われました。

平成27年度における行政機関 および独立行政法人等の 個人情報保護法の 施行の状況について

総務省では、国の行政機関・独立行政法人等を対象に、毎年度の法の施行状況を調査し公表しています。

(単位：件)

	平成27年度	平成26年度
個人情報ファイルの数	75,568	78,221
開示・訂正・ 利用停止 請求の件数	開示 98,966	開示 100,623
	訂正 40	訂正 66
	利用停止 17	利用停止 10
不服申立て の件数	開示 258	開示 264
	訂正 21	訂正 16
	利用停止 7	利用停止 5

※平成28年3月31日現在

行政相談制度の海外発信

ベトナムのより良い
行政を目指して

-「行政苦情対応能力強化研修」3年間の成果-

背景

二国間協力の覚書と研修

ベトナムの省庁の一つである「国家監察省」では、行政の監察・監視、行政に関する苦情・告発の処理や汚職防止に取り組んでおり、国民からの行政への苦情が年々増加している中、その苦情対応の向上が大きな課題となっています。

そこで、国家監察省は、国民から行政に関する様々な苦情・相談を受け付けている総務省行政評価局から、行政相談制度や行政相談委員の活動を学ぶため、平成25年4月、両国の間で協力の覚書を取り交わしました。

他方、国家監察省はこの分野における技術支援をJICA（※）に要請し、「行政苦情対応能力強化研修」という3年間の研修プロジェクトの実施が決定しました。

行政評価局はその研修プロジェクト実施機関として、3年間（平成26～28年）にわたり、行政相談委員制度などの行政相談業務を中心に、ベトナムの行政運営の改善につながるよう様々な研修を実施しました。

※国際協力機構（JICA）：日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行っている。

研修1年目（平成26年12月1日～12月8日）

日本の様々な行政苦情救済制度の概要を講義。また、ベトナムでは、行政苦情の7割が土地に関する問題であるため、東京都土地収用委員会が行う土地収用についての講義・現場視察、東日本大震災の被災地の1つである石巻市における土地利用の現状を視察。さらに東北管区行政評価局における行政相談委員との意見交換などを実施。



東京都の担当者から土地収用現場の説明を受ける研修員



日和山（石巻市）で被災現場を視察する研修員



東北管区行政評価局・行政相談委員との意見交換

研修2年目（平成27年9月7日～14日）

行政苦情救済制度や、汚職防止の観点から日本の入札制度についての講義に加え、ベトナム同様、水害の多い地域である新潟県を訪問。新潟行政評価事務所における行政相談委員との意見交換や、新潟市行政苦情審査会において、市の行政相談業務の研修を実施。



信濃川大河津資料館にて新潟県の水害対策を視察



新潟行政評価事務所・行政相談委員との集合写真

研修3年目（平成28年10月13日～20日）

最後の年は、総務省の行政相談制度、政策評価制度、行政評価局調査のベトナムへの導入を念頭に、1～2年目よりも深く掘り下げて、具体的にどのような業務を行っているかなど詳細な講義を実施。

また、札幌市での「一日行政合同相談所」の視察、北海道管区行政評価局における行政相談委員との意見交換や、札幌市オンブズマンから市の苦情対応について研修を実施。



札幌市の「一日行政合同相談所」を視察する研修員

研修の成果

3年間の研修を通じて、非常に活発な質疑応答、意見交換が行われ、この研修をベトナムの行政の改善につなげたいという研修員の高い意識が感じられました。また、日本の行政相談活動の現場を実際に視察したことで、行政相談委員が住民に寄り添う姿勢を大切にしていることを知り、制度面のみならず、住民との接し方といった面も大いに参考にしたという声が聞かれました。

これまでの研修を踏まえ、ベトナムでは、民間人が担う行政相談委員制度を参考に、ボランティア弁護士による行政相談窓口を設ける取組を昨年度から試験的に始めています。

また、ベトナム側からは、さらなる実務的な行政苦情対応の研修に加え、行政評価局による、政策評価制度や行政評価局調査における必要性、効率性、有効性等の観点からの行政改善の取組についての研修にも強い関心が示されています。

行政評価局では、ベトナムのより良い行政を目指して、今後も協力を続けてまいります。



ベトナム研修員と北海道管区行政評価局及び行政相談委員との集合写真（平成28年10月）

行政相談委員とは？

行政相談委員は、国民の皆さまの身近な相談相手として、全国に約5,000人が、総務大臣から委嘱されています。市町村役場などの公共施設、ショッピングセンター、地域のイベント会場など身近な場所でご相談を受け付けています。

行政相談制度の詳細はこちら

行政相談

検索



郵便貯金

ご存知ですか？

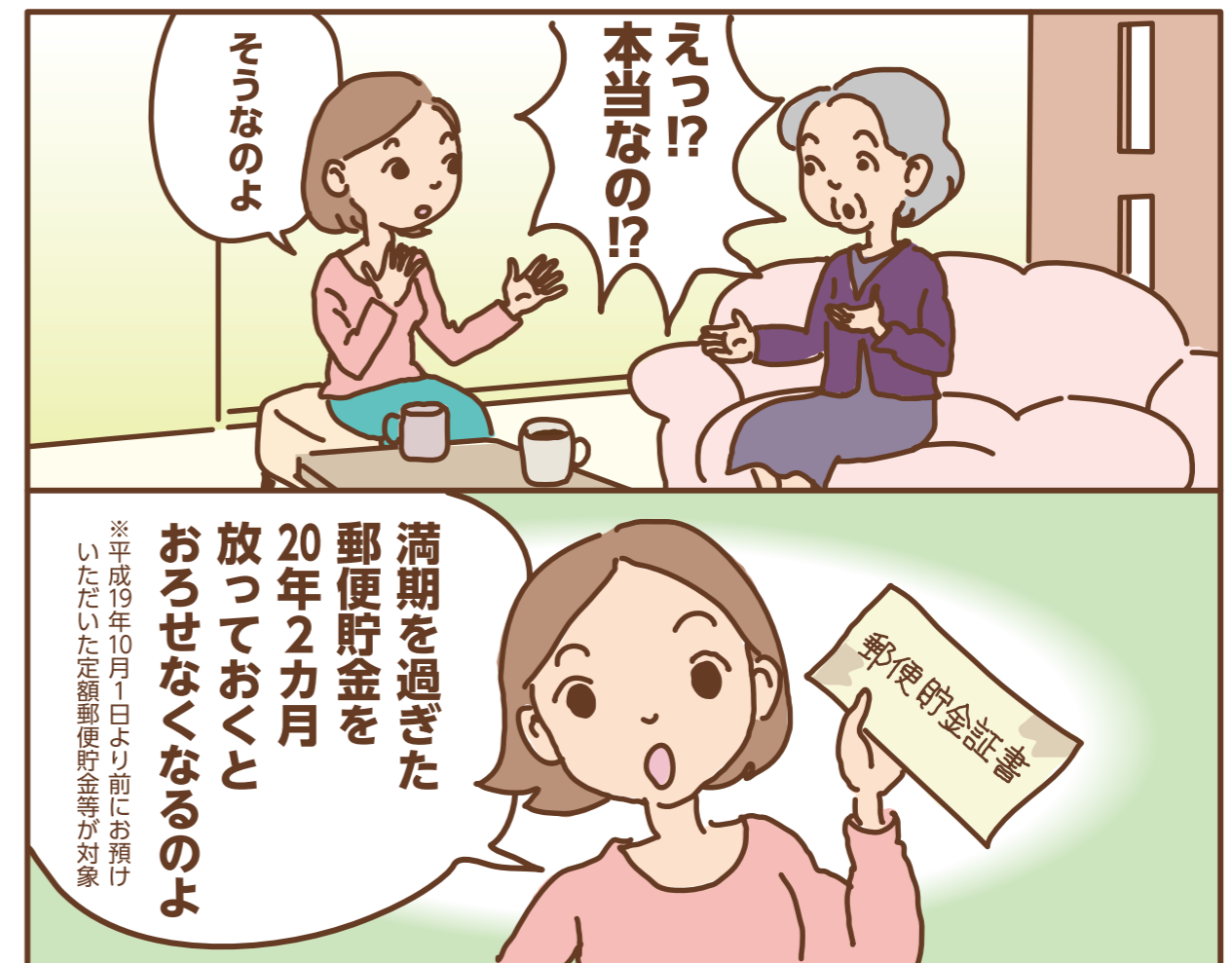
郵便貯金の払い戻しには
期限があります。ご家族にもご確認ください

明けましておめでとうございます。

今年の10月には、郵政事業が民営化されて10周年を迎えます。

ところで、平成19年10月1日(郵政民営化)より前に預けられた定額郵便貯金等の払い戻しには期限があることをご存じですか。これらの郵便貯金は、旧郵便貯金法に基づき満期後20年2カ月経つとお客さまの権利が消滅し、払い戻しが受けられなくなります。

この機会に、満期を過ぎた郵便貯金証書や通帳がご自宅やご実家に眠っていないか、ご家族の分も合わせてご確認ください。払い戻しのお手続きはお早目に。



現在行っている周知・広報施策の例

- 新聞広告の実施
- 郵便局・ゆうちょ銀行店舗へのポスター掲出・チラシ備置
- 満期後一定期間を経過した郵便貯金の預金者に対して早期の払い戻しをお願いする案内状を送付

郵政民営化より前に郵便局にお預けいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金および積立郵便貯金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵政公社から承継し、株式会社ゆうちょ銀行に委託して管理を行い、これらに係る債務を履行しています。

同機構は、お客さまからお預かりした大切な郵便貯金をお守りするため、満期を過ぎた郵便貯金はお早目に払い戻していただくよう、周知・広報を実施しております。

Q & A

Q 満期後一定期間経過すると払い戻しを受けられなくなるのは、どのような郵便貯金ですか？

A 平成19年10月1日(郵政民営化)より前にお預けいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金(住宅積立・教育積立を含む。)です。

Q 「満期」はいつくるのですか？

A 郵便貯金が満期となる時期は、郵便貯金の種類ごとに次のとおりです。(住宅積立・教育積立については下記のウェブサイトをご覧ください。)

- ① 定額郵便貯金の場合
 - ・ 預入の日から起算して10年が経過したとき
- ② 定期郵便貯金の場合
 - ・ 預入期間が経過したとき(郵政民営化前に自動継続扱いとしていても、民営化後は自動継続されていませんのでご注意ください。)
- ③ 積立郵便貯金の場合
 - ・ 据置期間(積立期間)が経過したとき

Q 払い戻しを受けられなくなる前に連絡を個別にもらえないのでしょうか？

A お客さまには、払い戻しを受けられなくなる前にご住所宛てにご案内を送付しております。しかしながらご住所やお名前に変更があった場合には、ご案内が届かないことがあります。このため、ご住所やお名前に変更があった場合には、お早めに郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行店舗にて変更手続きを行っていただくようお願いいたします。なお、郵便物の転居届のお手続きとは別に、郵便貯金の変更手続きを行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

Q 昔、郵便局に貯金したと思うのですが、証書や通帳が見つかりません。どうすればよいですか？

A お近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行店舗にて、郵便貯金の有無の調査(現存調査)をお申し付けください。

個別のお取引内容についての

ご相談・お問い合わせは、**お近くの郵便局**または**ゆうちょ銀行店舗**まで

【商品・サービスに関するお問い合わせ】

ゆうちょコールセンター(0120-108420〈通話料無料〉) ※受付時間/平日 8:30~21:00、土・日・休日 9:00~17:00

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 電話 03-5472-7101

さらに詳しくお知りになりたい方は、<http://www.yuchokampo.go.jp/topics/attent.html> まで



毎年ゴールデンウィークに行われる「波佐見陶器まつり」。約130社の商社と窯元が出店する波佐見町のイベント。全国から約30万人が訪れる。



昭和12年に建てられた「旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂」。和洋折衷の建築デザインと、教会堂を思わせる内観が美しい。



「日本の棚田100選」に選定されている「鬼木(おにぎ)棚田」。9月23日の「鬼木棚田まつり」には、100体以上の案山子(かかし)が並び、見物客でにぎわう。



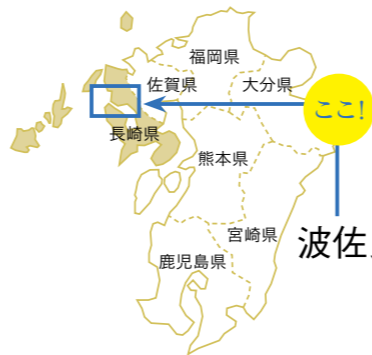
毎年8月21日、皿山大神宮に奉納される「皿山人形浄瑠璃」。享保17年(1732年)の大飢饉でやきものが売れなくなり、人形浄瑠璃の興行に出たのがはじまり。

はるか昔から日常食器として愛されてきた波佐見焼。姿形の変遷から、時代のニーズがよく見える。左は400年前の、右は現代の「くらわんか椀」。

※ご飯に限らず、汁ものや酒など、多目的に使われた椀。



波佐見焼は「長崎デザインアワード」でも毎年高い評価を得ている。



プロフィール
人口 14,992人(平成28年11月末日現在)
面積 56.00km²
HP <http://www.town.hasami.lg.jp/>

波佐見町



地方のかがやき

新しい風を受け入れ
時代とともに動き続ける町



江戸時代から陶磁器の生産を始め、いまだ多くの窯元が残る陶郷「中尾山地区」。世界第1位・2位の規模を誇る登窯跡である「大新登窯跡」「中尾上登窯跡」もこの地区にある。

やきものの町

歴史ある

日本の食卓を彩る

つくり続けて400年

日々の器を

波佐見町

Hasami-cho

「陶器まつり」をはじめ、各種イベント等で広く活用される「やきもの公園」。

す。有田焼の産地「有田町」は、波佐見町から車でわずか10分ほどの距離。出荷駅が「有田駅」だったことから、長い間有田焼として流通していたのですが、10年ほど前、産地表示の問題が相次いだことから、「波佐見焼」と名乗るようになりました。その当時、町の中心産業である窯業も町の財政も厳しかった時代です。波佐見焼のアイデンティティーの確立、町の再生、様々な課題を抱えていた波佐見町。ですが、今、この町には全国からたくさんの方が波佐見焼を求めて集まるようになりました。

長崎県の中央に位置する波佐見町。「港町」のイメージが強い長崎ですが、小高い山々に囲まれた盆地にあります。山の中腹から馬蹄形に広がる棚田、水田や茶畑が四季折々の彩りを見せる美しい町です。また、江戸時代初期から窯業を続けてきたやきもの里でもありません。昭和末期頃には、一般家庭で使われている日用食器の約25%がこの町で生産されていました。バブル崩壊後は少しずつ衰退したものの、現在でも約13%を占めています。それでも「波佐見焼」の名は近年まであまり知られていませんでした。波佐見町でつくられた食器は「有田焼」として市場に出していたからで



遊びにきてニャ〜

波佐見町の公式キャラクター「はちやまる」。波佐見焼のお茶碗を着ているネコ!

ユニークな動画でも町をPR!

移住・定住の取組として制作した、ドラマ仕立てでの町の名所を紹介する動画「波佐見町は永遠の輝き」。再生回数は37,000回を超え、話題を呼んだ。

Q 波佐見町は永遠の輝き



「は写メ焼コンテスト」のPR動画「我らが波佐見町長(神)からのお知らせ」には、町長自らがマフィアのポスの出立ちで出演!波佐見焼ファン拡大のための取組。

Q は写メ焼コンテスト



人気スポット「西ノ原地区」を仕掛けた2人。波佐見町に移住し、工房を開いた陶芸家の長瀬渉さん(右)と、カフェレストランを開いた岡田浩典さん(左)。

「波佐見町に鎧(よろい)は必要ない。雑草のごとく、しなやかな強さが必要です。人が物事を動かし、人が人をひきつける。新しい住人を受け入れ、彼らのチャレンジを応援していきたい」と一瀬町長。



中尾山地区にある長瀬さんの工房には、仲間とともにつくったミニステージがあり、音楽ライブなどのイベントも開催している。



波佐見町に移住した岡田さんが立ち上げたカフェレストラン「モンネ・ルギ・ムック」。2階にはハンモックがあり、休める。
● <http://mooks.jp/>



「表現する喜び」をテーマにした画材や文具のセレクトショップ「モンネポルト」。滞在制作・ライブ・ワークショップなどに利用できる多目的空間を併設している。
● <http://monne-porte.com/about>



長崎県 波佐見町 Hasami-cho

トするよう努めてきました。それと同時に、町は波佐見焼を知ってもらおうと、デパートの販売員さんたちを製造工程の見学に招待する、東京に出てマスコミや料理研究家などを集め「ファン拡大講座」「サポーター講座」を開くなど、様々な取組を重ねて波佐見焼の認知向上に努めたのだそうです。

波佐見町が人気スポットとして認知された理由はもう一つあります。それは町外から移住してきた人たちが、町に放置されていた空き工房を改装して、ショップやカフェレストラン、ライブなどを行う多目的スペースとして活用しはじめたことです。

それらの新しい店舗は、波佐見町の「西ノ原地区」に集中し、このエリアはおしゃれなスポットとして知られるようになりました。

「この町に長年暮らしてきた我々には気づけなかった波佐見町の魅力を、移住してきた人たちが引き出してくれました。彼らが起こした流れを受け入れ、ともに動き、町づくりを活かしていきたい」と一瀬町長は語ります。時代を読み、しなやかに変化する波佐見町。この小さな町の大きなチャレンジは続きます。

時代を受け入れ 新しい流れを 起こす!

今、波佐見町は年間80万人が訪れる観光スポットになりました。メディアでも「波佐見焼」や「波佐見町巡り」が数多く取りあげられています。

住民の多くが窯業に携わり、400年に及ぶ食器づくりの実績がありながら、「波佐見焼」として新たにブランドディングしなければならなかった10年前から、波佐見町はどのような取組で今に至ったのでしょうか。

大きな転機となったのは、毎年東京ドームで行われる「テールウェアアフエスティバル」への出展でした。「28万人が見に来る大舞台ですから、来られる方々の御目に適う商品をつくってほしいと、町が地元の窯元や業者をバックアップしました」と語るのは一瀬町長。

窯元はここで消費者の声を直接聞き製品づくりに活かしながら、波佐見焼を「時代が求める姿」にフィッ

空いた工房を資源として活用!

空き工房バンク

HAZAMA



【右】地域おこし協力隊として「空き工房バンク」を運営する福田さん。任期終了後は、現在の仕事と雑誌編集者のキャリアを活かした活動で独立する予定。【左】空き工房だったアトリエで、「フラワーリースづくり」「食品サンプルづくり」など様々なワークショップを行う。



後継者不足などの理由で、空き工房となった場所を有効活用するため、波佐見町では「空き工房バンク」をWeb上で展開しています。発案者は、地域おこし協力隊として福岡から移住した福田奈都美さん。空き工房活用のサンプルとして、「みんなのアトリエはざま」をオープンさせました。できるところは自らの手で、必要なところは地元業者の手を借りてコツコツ改装し、展示会やワークショップなどを企画・開催しながら、改装の費用感や活用のコツをつかみ、工房を利用したいと考えている人の相談にのっています。

かつて工房だった場所は天井が高く、開放感のあるつくり。アトリエとして使用したいと希望するクリエイターも多いそうですが、まず町のことをよく知ってもらうことが先決。また、用途によって申請や法律関係の整備も必要です。空き工房バンクは、そのためのよきアドバイザー&サポーターとして機能しています。



「ザ・酒塾」は毎年恒例のプログラム。50名の定員に対して、80名の申込みがあるほどの人気ぶり。

波佐見町では体験型観光「とうのう」を行っています。陶器の「とう」、農業の「のう」、つまり「窯業と農業の里、波佐見町を体験できる観光」ということです。プログラムも窯業と農業を組み合わせるものが多く、たとえば「酒塾」は、初回に酒米の田植えと酒器の成形を行い、2回目は稲刈りと酒器絵付け、3回目はラベルづくりと新酒試飲パーティー、という全3回からなるプログラム。他にも「そば塾」「棚田に飾るかしづくり」など、ユニークなプログラムがたくさんあります。

この取組は、窯業が落ち込んだ10年ほど前、交流人口を増やす目的ではじまりましたが、当時の波佐見町には、観光スポットや観光客が食事できる場所もありませんでした。それならば、普段やっていることを観光資源にしていこうと、波佐見町の住民が主催者となって体験型観光を目指したのだとか。「とうのう」にはリピーターも多く、すぐに定員オーバーになってしまうプログラムもあるのだそうです。

Column

陶芸と農業を組み合わせた
体験型観光
「とうのう」で
波佐見町を知る!



家計調査

家計簿で豊かな暮らしの基礎づくり



調査員が伺いましたら、
ご回答をお願いいたします。

個人情報保護されます。



調査員は
調査員証を携帯しています。



家計調査は、暮らしの実態を家計収支の面から明らかにし、我が国の経済・社会政策の基礎資料となります。

総務省統計局・都道府県
<http://www.stat.go.jp/data/kakei/index.htm>



家計調査

検索